

米国査定系審判事件の審決統計データ（2005年～2013年）

2013年09月17日

特許業務法人

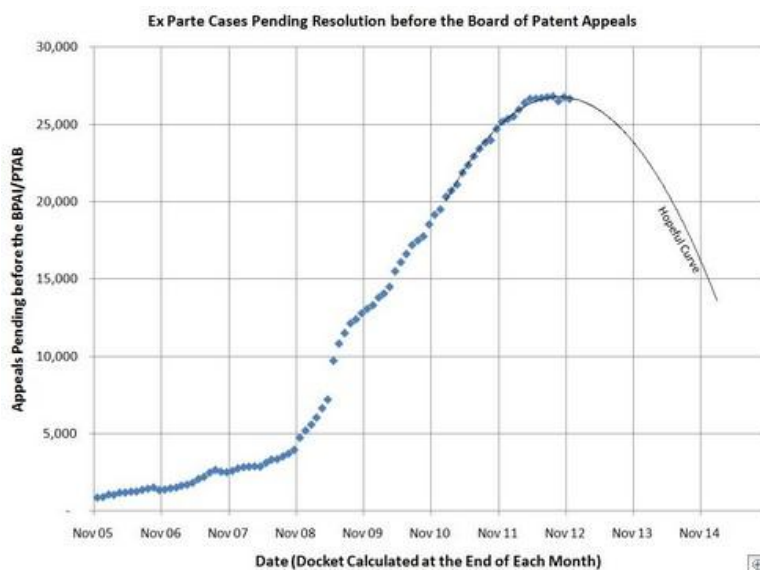
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

（旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所）

1. はじめに

特許出願においてクレームが2回以上拒絶された、あるいは最終拒絶された（Finally Rejected）場合は、審判請求をすることが可能です。査定系審判事件における未審理滞貨は、累積され膨大な量に達しています。

具体的には、査定系審判事件における未審理滞貨は、2008年の中頃から急激に増加し続け、2012年の中頃を境に横ばい傾向にあります。2005年には1,000件程度の審判未審理滞貨が、2013年7月の時点で約**25,874**件まで増加しています。なお、2013年8月の時点で、審判係属期間（特許出願日から審決までに要する期間）は**89.7ヶ月**と非常に長いものとなっています。



前頁のチャート*1は、2005年11月から2012年11月までの実際の審判未審理滞貨を示していると共に、USPTOの継続的な滞貨削減努力によって、放物線的に審判未審理滞貨件数が減少することが期待されることを示しています。

事実、PTABは、当事者系審判のdocketを継続的に統制・管理している兆候を見せています。上記チャートから明らかのように、ここ9ヶ月は未審理滞貨が増加することなく落ち着いています。今後2年間で未審理滞貨件数が約1万件程度まで減少することが期待されています。このような現象を現実のものとするために、PTABはワシントンDC、デトロイト、ダラス、サン・ホセで勤務するJudgesの採用を継続して実施しています。

*1 LINK : <http://www.patentlyo.com/patent/2012/12/bpai-backlog-and-its-hopeful-trajectory.html>

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、
下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.